

## 昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、燃油価格の高騰に伴い、経営費に占める燃料費の割合が高い施設園芸においては農業経営に多大な影響を受けているため、施設園芸農家の負担を軽減するための緊急的な支援を要することから、燃油購入費の一部を補助することにより、施設園芸農家の経営安定及び本村の継続的な農業振興を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の全ての要件に該当する農業者とする。

- (1) 昭和村内に居住する個人事業主又は昭和村内に事業所を置く法人であること。
- (2) 昭和村内の園芸施設で農作物を栽培し、施設内の農業用機械等でA重油又は灯油を使用していること。
- (3) 令和2年以降の1年間の農作物販売額が50万円以上又は認定新規就農者であること。
- (4) 昭和村暴力団排除条例（平成24年条例第11条）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (5) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (6) 村税を滞納していないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、昭和村内で使用する施設園芸用のA重油又は灯油の購入費とする。ただし、次の全てに該当すること。

- (1) 経営主若しくは経営主と同一の経営体の従事者又は法人が購入したもの。ただし、同一経営体で重複して申請することはできない。
- (2) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に納品及び支払いを完了したことが確認できるもの。

なお、対象経費については、原則として他の国又は県の補助事業（施設園芸セーフティネット構築事業は除く）と重複して申請しないこと。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、施設園芸用のA重油又は灯油の購入量に応じた金額とし、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

A重油又は灯油の購入量	10,000 L以上	30万円
	5,000 L以上 10,000 L未満	20万円
	3,000 L以上 5,000 L未満	10万円
	1,000 L以上 3,000 L未満	5万円

(交付条件)

第5条 補助金の交付条件として次の各号を定めるものとする。

- (1) 補助事業者は補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿を常備し事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助金を補助対象以外の用途に使用したとき、又は事業の全部若しくは一部を実施しなかったときは、当該額を返還しなければならない。
- (4) 補助事業者は、昭和村補助金等に関する規則（昭和55年規則第2号）及びこの交付要綱に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければならない。
- (5) 補助事業者は、国が実施する施設園芸セーフティネット構築事業への加入に努めるなど、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営に転換するための対策を講じることとする。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年4月28日までに、次の書類により村長に申請しなければならない。

なお、申請は一経営体当たり一度限りとする。

(1) 補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）

(2) 添付書類

1 事業計画書兼実績書（様式第2号）

2 購入した燃油の種類、納品日、単価、購入量、購入額、支払日等を確認できる書類（請求書の写し、領収書の写し等）

3 その他参考となる書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 村長は、前条の補助金交付申請書兼交付請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付決定及び補助金額の確定をしたときは、交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

年 月 日

昭和村長 様

住 所 昭和村大字  
氏 名  
電話番号

昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金  
交付申請書兼交付請求書

昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

また、交付決定したときは補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先金融機関

金融機関		支店名	
口座番号		種 別	普通 ・ 当座
(フリガナ)			
口座名義人			

※口座名義人は、申請者（請求者）と同じにしてください。

※振り込みを正確に行うため通帳（名義人・番号の部分）のコピーを添付してください。

3 添付書類

- (1) 事業計画書兼実績書
- (2) 購入した燃油の種類、納品日、単価、購入量、購入額、支払日等を確認できる書類
- (3) その他参考となる書類

#### 4 誓約書及び同意書

### 誓約書及び同意書

1 昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第2条（補助対象者）の規定に該当することを誓約します。

- ・昭和村内に居住する個人事業主又は昭和村内に事業所を置く法人であること。
- ・昭和村内の園芸施設で農作物を栽培し、施設内の農業用機械等でA重油又は灯油を使用していること。
- ・令和2年以降の1年間の農作物販売額が、50万円以上又は認定新規就農者であること。
- ・昭和村暴力団排除条例（平成24年条例第11条）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- ・宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ・村税を滞納していないこと。

2 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合、補助金を返還します。

3 住民税申告の情報及び村税の納付状況を調査することに同意します。

令和 年 月 日

氏名又は法人代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第2号（第6条関係）

事業計画書兼実績書

1 燃油を使用している園芸施設

(1)主たる施設の所在地	昭和村大字 番			
(2)主たる生産部門	野菜 ・ 花き ・ その他 ( )			
(3)生產品目				
(4)施設面積	a	a	a	a

2 燃油の使用目的等

(1)燃油の種類	A重油 ・ 灯油		
(2)使用目的	園芸施設内加温用 ・ その他 ( )		
(3)購入量	L		
(4)購入者		申請者との続柄	

3 燃油の購入金額等

No.	燃油区分	納品日	支払日	購入単価	購入量	購入金額
1	A重油・灯油	R . .	R . .	円	L	円
2	A重油・灯油	R . .	R . .	円	L	円
3	A重油・灯油	R . .	R . .	円	L	円
4	A重油・灯油	R . .	R . .	円	L	円
5	A重油・灯油	R . .	R . .	円	L	円
6	A重油・灯油	R . .	R . .	円	L	円
計					L	円

4 施設園芸セーフティネット構築事業への加入状況

加入 ・ 未加入

様式第3号（第7条関係）

番 号

申請者 様

昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金  
交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付で補助金交付申請のあった事業について、昭和村施設園芸燃油  
価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付決  
定及び補助金の額を確定したので通知します。

年 月 日

昭和村長

印

記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金の交付確定額 | 円 |

様式第4号（第7条関係）

番 号

申請者 様

昭和村施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業補助金  
不交付決定通知書

年 月 日付で補助金交付申請のあった事業について、昭和村施設園芸燃油  
価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の不交付  
を決定したので通知します。

年 月 日

昭和村長 印

記

1 補助金の不交付決定額 円